

第53号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の表5の項金額の欄を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業	2
2,000円	
(2) 簡易宿所営業	11,
000円	
(3) 下宿営業	11,00
0円	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）旅館業法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。